

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県建築審査会条例		公布日	昭和25年12月20日
条例番号	昭和25年三重県条例第60号		直近改正日	平成19年3月20日
所管部局課	県土整備部建築開発課		電話番号	059-224-2752
条例の概要	建築基準法第83条の規定に基づき、建築審査会に関し必要な事項を定めるものである。			条例の類型 委任型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	建築基準法第78条第1項の規定により、都道府県に建築審査会を必ず設置しなければならないこととされており、当該審査会は建築基準法に基づく処分に係る審査請求に対する判決等を行っており、今後も当該審査会は必要であるため、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	建築審査会は建築基準法に基づく処分に係る審査請求に対する判決等を行っているため、当該審査会には公平性及び公正性が求められていることから、今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	建築基準法第83条の規定により、建築基準法に定めるもののほか、建築審査会に関し必要な事項は、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	建築基準法第79条第1項及び第83条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	建築基準法及び条例に基づき、三重県建築審査会を組織し、運営している。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	三重県建築審査会に関し必要な事項が定められており、整合が図られている。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	三重県建築審査会に関し必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えるが、条項の整理及び条項の字句の修正が必要である。		無	無